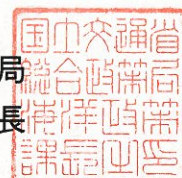




国総海第27号
平成23年7月8日

社団法人
日本船舶品質管理協会専務理事 殿

国土交通省総合政策局
海洋政策課長



南極海域における重質油の持込の禁止について（通知）

特定の海域における重質油のばら積み輸送及び燃料油としての積載の禁止については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書附属書Iの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）（以下、「改正法」という。）において規制しています。

今般、上記の特定の海域として南極海域が平成23年8月1日より指定されることとなり、改正法の当該規制に係る箇所の施行期日を平成23年8月1日とし、同海域における重質油のばら積み輸送及び燃料油としての積載の禁止について別添のとおり海防法施行令を改正しました。

については、運用に当たり遺漏なきようお願いします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中 嘉郎

TEL : 03-5253-8267（直通）



政令第二百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十
三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施
行期日は、平成二十三年八月一日とする。

政令第二百七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十六号及び第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の八第一項第二号中「次条第一項第三号」の下に「、第一条の十」を加える。

第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とし、第一条の十三を第一条の十四とする。

第一条の十二の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改め、同条を第一条の十三とし、同条の前の見出しとして「（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）」を付する。

第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

第一条の十 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

別表第一の四第二十三号イ中「六十一度」を「六十度」に改める。

別表第一の六中「第一条の十、第一条の十一」を「第一条の十一、第一条の十二」に改める。

別表第一の七中「第一条の十」を「第一条の十一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。